



## 産業廃棄物処分業許可証

優良

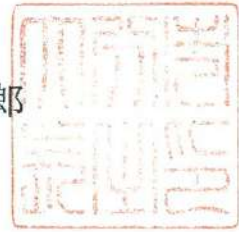
住 所 大分県大分市大字下郡字向新地3720番地の1

氏 名 株式会社エスプレス大分

代表取締役 寺司 志保美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和 4年 2月21日

許可の有効年月日 令和11年 2月16日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))

### 事業の区分

中間処理(脱水、焼却、中和、破碎、固化)

### 産業廃棄物の種類

中間処理(脱水) : 汚泥(有機汚泥及び無機汚泥)

中間処理(焼却) : 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

中間処理(中和) : 廃酸、廃アルカリ

中間処理(破碎) : 汚泥(廃電池類に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

中間処理(固化) : 燃え殻、汚泥(有機汚泥及び無機汚泥)、ばいじん

(以上13種類。ただし、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、水銀使用製品産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))

(1) 施設の種類 : 脱水施設

設置場所 : 大分市大字下郡字向新地3720番1

設置年月日 : 昭和61年10月1日

処理能力 : 5 m<sup>3</sup>/日(8時間/日)

種類 : 汚泥(有機汚泥及び無機汚泥)

(以下第2面へ記載)



許可番号 08820 005072

- (2) 施設の種類：焼却施設  
設置場所：大分市大字下郡字向新地3720番1  
設置年月日：平成13年5月9日  
処理能力：廃プラスチック類(4.56t/日)、その他の産業廃棄物(6.48t/日)(全て24時間/日)  
許可年月日：平成26年11月11日(変更許可)  
許可番号：大分市指令第3110号(変更許可)  
種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- (3) 施設の種類：中和施設  
設置場所：大分市大字下郡字向新地3720番1  
設置年月日：昭和61年10月1日  
処理能力：22m<sup>3</sup>/日(8時間/日)  
種類：廃酸、廃アルカリ
- (4) 施設の種類：破碎施設(固定式)  
設置場所：大分市大字下郡字向新地3720番1  
設置年月日：平成12年2月21日  
処理能力：廃プラスチック類(3.36t/日)、金属くず(5.38t/日)、紙くず(6.72t/日)、木くず(2.91t/日)、繊維くず(2.69t/日)、ゴムくず(11.65t/日)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(3.14t/日)、汚泥(5.38t/日)(全て8時間/日)  
種類：汚泥(廃電池類に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- (5) 施設の種類：破碎施設(固定式)  
設置場所：大分市大字下郡字向新地3720番1  
設置年月日：平成24年5月10日  
処理能力：4.0t/日(8時間/日)  
種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- (6) 施設の種類：破碎施設(固定式)  
設置場所：大分市大字下郡字向新地3720番1  
設置年月日：平成29年10月31日  
処理能力：4.0t/日(8時間/日)  
種類：汚泥(廃電池類に限る。)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。(ただし、水銀回収が義務付けられるものを除く。))
- (7) 施設の種類：破碎施設(固定式)  
設置場所：大分市大字下郡字向新地3720番1  
設置年月日：令和3年12月2日  
処理能力：1.2t/日(8時間/日)  
種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。(ただし、水銀回収が義務付けられるものを除く。))

(以下第3面へ記載)



許可番号 08820 005072

(8) 施設の種類： 固化施設

設置場所： 大分市大字下郡字向新地3720番1

設置年月日： 昭和50年6月6日（設置届出年月日）

処理能力： 20t/日（8時間/日）

許可年月日： 昭和48年9月19日（設置届出年月日）

種類： 燃え殻、汚泥（有機汚泥及び無機汚泥）、ばいじん

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 2月 17日	産業廃棄物処分業許可
平成 7年 2月 17日	産業廃棄物処分業更新許可
平成12年 1月 23日	産業廃棄物処分業変更許可
平成12年 2月 17日	産業廃棄物処分業更新許可
平成13年1 2月 13日	産業廃棄物処分業変更届
平成17年 2月 17日	産業廃棄物処分業更新許可
平成17年1 2月 6日	産業廃棄物処分業変更届
平成21年 5月 1日	産業廃棄物処分業変更届
平成21年1 2月 3日	産業廃棄物処分業変更届
平成22年 2月 17日	産業廃棄物処分業更新許可
平成24年 7月 18日	産業廃棄物処分業変更届
平成26年 9月 22日	産業廃棄物処分業変更届
平成26年1 0月 27日	産業廃棄物処分業廃止届（一部破碎施設廃止）
平成26年1 2月 2日	産業廃棄物処分業変更届
平成27年 2月 17日	産業廃棄物処分業更新許可
平成27年 2月 17日	優良産廃処理業者認定
平成29年1 1月 1日	産業廃棄物処分業変更届
平成30年 6月 20日	産業廃棄物処分業変更届
令和 2年 3月 18日	産業廃棄物処分業変更届
令和 3年1 2月 2日	産業廃棄物処分業変更届
令和 4年 2月 21日	産業廃棄物処分業更新許可
令和 4年 2月 21日	優良産廃処理業者認定
令和 5年 1月 26日	産業廃棄物処分業変更届

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

あり

(以下余白)

